

平成 25 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 25 年 8 月 20 日、午後 2 時から稲城市役所 6 0 3 会議室において、平成 25 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
教育部副参事	並木 茂男
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 3 0 号議案
「平成 2 5 年度教育費補正予算案（第 3 号）の提出について」
- (5) 日程第 5 第 3 1 号議案
「平成 2 6 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」

委員長 それでは、定刻になりました。ただ今から平成25年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

学校教育課長 1 工事請負状況について
2 平成25年7月分不登校による欠席児童・生徒数について
3 通学路改善要望箇所現地調査の実施について

指導室長 1 担当者事業について
2 連携推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

学校給食
共同調理場所長 1 第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
2 第2回学校給食共同調理場運営方法検討会（視察）について
3 第3回学校給食共同調理場運営方法検討会について
4 栄養士主催「衛生管理講習会」について
5 学校給食野菜に関する会議について
6 平成25年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会職員合同研修会について

- 7 見学会及び試食会について
- 8 平成25年度 1学期給食調理数について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 青少年委員関係について
 - 4 ふれあいの森関係について
 - 5 青少年指導者養成事業について
 - 6 青少年育成地区委員会関係について
 - 7 芸術文化活動の振興について
 - 8 文化財の保護と普及について
 - 9 生涯学習推進事業について
 - 10 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 11 放課後子ども教室支援事業について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 体力づくり運動推進事業について
 - 5 国民体育大会関係について
 - 6 学校等開放について
 - 7 市民プール運営事業について
 - 8 ヴェルディ支援推進事業他について
 - 9 その他について

- 文化センター課長
- 1 会議について
 - 2 公民館主催事業の実施状況について
 - 3 児童館における事業の実施状況について
 - 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 5 平成25年7月文化センター課利用統計について

- 図書館長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校・地域との連携について
 - 6 平成25年7月図書館利用統計について

委員長 ありがとうございます。

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第30号議案「平成25年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成25年度教育費補正予算について補正をする必要があるため、本案を提出ものです。

部長による全体説明の後、詳細につきましては、教育部副参事、生涯学習課長、文化センター課長より説明申し上げます。

委員長 それでは、教育部長、お願いいたします。

教育部長 第30号議案、平成25年度教育費補正予算案（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書並びに議案概要説明書をご覧いただきたいと存じます。

最初に、外部人材活用モデル事業交付金関係の補正につきましては、公立小・中学校等における外部人材を活用したキャリア教育の推進を図るための実践研究を目的として、外部人材活用モデル事業交付金の関係経費の計上を行うものでございます。詳細につきましては、教育部副参事より説明を申し上げます。

次に、稲城ふれあいの森関係の補正につきましては、稲城ふれあいの森は、富永重芳氏のご厚意により、長年にわたりキャンプ場として使用してまいりました土地の2分の1を稲城市へ寄附いただき、市が共同所有者となり、また、平成25年5月に特別緑地保全地区に指定されたことから、本施設が恒久的に市民の利用に供することができるものとなりました。このことを記念すると同時に、今後も青少年健全育成活動等の拠点として活用されることを願い、記念碑の建立と除幕式を挙げるための関係経費を計上するものでございます。詳細につきましては、生涯学習課長より説明を申し上げます。

次に、平成24年度学童クラブ運営事業都補助金の清算に伴い、補助金の一部を返還する必要があるため、平成24年度学童クラブ運営事業都補助金返還金の計上を行うものでございます。詳細につきましては、文化センター課長より説明を申し上げます。

以上、第30号議案につきまして、3部署からの補正予算案でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 では、外部人材活用モデル事業について、ご説明申し上げます。

本事業は、公立小・中学校等における外部人材を活用したキャリア教育の推進を図るための実践研究を目的として、当局が実施するモデル事業でございます。本市におきましては、若葉台小学校と稲城第六中学校をモデル校に指定し、外部人材を活用したキャリア教育に取り組みます。これはこれまで小学校・中学校それぞれで取り組んでいたものを、小・中学校の児童・生徒の学びを見通した9年間のキャリア教育の指導計画を作成するとともに、その成果を全校に普及させることを狙いとして事業化するものでございます。

議案概要説明書の2ページにお示ししてございますが、キャリア教育とは、児童・生徒に望ましい職業観・勤労観を育み、自己理解を深め、主体的に進路を選択する能力や態度を育てていく教育でございます。外部人材の活用の視点といたしましては、地域の方や各界で活躍する専門性の高い人材をゲストティーチャー等として学校に招くことにより、多様な生き方・考え方に触れたり、生きていく中での工夫や努力、決断などの経験をしっかりとすることで、自己の生き方をより具体的に考えさせたり、深めさせたりしたいと考えております。

本事業を通じて、地域など、外部人材を活用したキャリア教育の活性化を図るとともに、小・中9年間を見通したカリキュラムの開発を通じ、その成果を市内の全小・中学校に還元し、市としてのキャリア教育の一層の充実を図るとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

次に、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課からは稲城ふれあいの森事業の補正予算ということで計上させていただきましたものでございます。

先程、部長のほうから補正の概要説明がございましたが、ふれあいの森内に記念碑を作成するというもので、13委託料につきましてはふれあいの森記念碑作成等委託ということで、項目としては記念碑の野面石ということで、これは自然石という意味でございます。1基、150万円でございます。それから、記念碑の台座ということで、その記念碑を置く台座という形で60万円を計上しております。また、その記念碑に恒久的な形で残るような字を掘り込むということで、大よそ200字程度を予定しておりますが、これが31万5,000円の経費となっております。あと、富永氏のレリーフということで、金属製のもので顔の立体感を出したものを作成しまして、そちらを一つ記念碑のところにはめ込むというような形で考えております。それが60万円ということでございます。それらのものの据えつけ工事費として、1式30万円です。以上、諸経費を含めまして、それに消費税を掛け、369万1,000円を計上させていただいております。

また、この記念碑作成に伴いまして、ふれあいの森記念碑の除幕式の設営委託ということで、会場設営については12万3,500円、除幕式関係の経費につき

ましては6万6,200円、それから、点灯式、幕を下げるのにボタンを押すというような形のもの、形式的なものですが、それが4,600円、その他の資機材費として15万2,380円、それに消費税を掛けまして、合わせて50万8,000円を除幕式設営委託ということで計上させていただいております。

また、この除幕式にご招待する予定の方といたしまして、郵送費として大よそ100名程度に郵送を行うということで、80円の郵便料ということで、8,000円を計上させていただいております。

一応、今回の補正の経費の説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、文化センター課、お願いいたします。

文化センター課長 では、文化センター課の補正予算案につきまして、詳細な説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書及び議案概要説明書をご覧くださいと存じます。

収入済みであります補助金交付額は4,665万4,000円で、補助金の確定額は4,622万2,000円でございます。その差額43万2,000円は返還したいと思います。

学童クラブ運営費補助金基本分は、在籍数によりまして、補助基準額が六つの階層に分かれております。在籍数の少ない小規模学童クラブから、適正規模とされております36人から45人の学童クラブを頂点にいたしまして補助金額が順次高くなり、在籍数が46人を超えますと補助金額が緩やかに下降する山型の補助金の体系となっております。

申請時では年度当初の4月1日現在の在籍数を用い、実績報告では年間の平均在籍数をもって清算することとなっておりますことから、年度途中の在籍数の増減によりまして補助基準額の階層が変動した4クラブにおきまして、差額を相殺した結果、減額となったために返還するものでございます。

なお、増額の場合の追加交付はなく、新規設置の場合のみ変更交付申請が可能となっております。

議案書の2ページをご覧ください。

第四学童クラブにおきまして、年度途中の在籍数の減少があり、40人規模から35人規模の補助基準額の階層に変更となったために、補助基準額が12万7,000円減額となりました。

次の第一学童クラブ分室と第二学童クラブ城山分室におきましては、待機児解消のための定員の弾力化によりまして、年度途中の5月1日より受入定員をそれぞれ10名増員いたしました。このことから、第一学童クラブ分室においては、在籍数が44人規模から51人規模へ変更となり、補助基準額は16万4,000円の減額となりました。第二学童クラブ城山分室におきましては、在籍数が51人規模から58人規模へ変更となりまして、補助基準額が16万5,000円減額となっております。

最後の第二学童クラブ分室、こちらにつきましては、年度途中の在籍者の増加により在籍数が19人規模から20人規模へ変更となり、補助基準額が88万8,000円増額となりました。

これら補助基準額の変動による差額64万8,000円に補助率の3分の2を乗じた額、43万2,000円を返還するものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

城所委員、お願いいたします。

城所委員 指導室のキャリア教育の関係ですが、まずはこの若葉台小学校と稲城第六中学校を指定校にされた経緯というのをお聞かせいただきたいんですけど。

委員長 教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 本事業は東京都から募集がございました。その中で、本市でもどの地区に指定していくかという検討を行う中で、若葉台小学校と稲城第六中学校が、小学校、中学校各1校ということで連携をとりながらこれから進めていかれるメリットがございましたので、モデル事業としてふさわしいということで、今年度、指定させていただきました。

城所委員 近隣だということ。

教育部副参事 はい。

委員長 どうぞ、城所委員。

城所委員 では、もう一つ、この要求書の中身を見ますと、最大1万5,000円で、10回で2校という形になっていますが、これはどのくらいのサイクルでこの事業の展開を考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 本事業ですが、単年度事業でございますので、1年間の取り組みでございます。予算については、講師によって単価が変わってきます。予算上は、1万5,000円と仮に算出しておりますが、様々な各界で活躍しているような方をお呼びする場合はまたまとめる形となり、回数にも関わってきますので、そのあたりを

どのような人材を活用していくか、指導計画も含めて今、検討しているところでございます。

委員長 どうぞ、城所委員。

城所委員 それは、いわゆる外部の人材というのは、ある程度絞り込まれてはいるのでしょうか、その先生と言われる方は。

委員長 教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 先程申し上げたとおり、広く、まずは地域で活躍する方々と、あとは地域の方に限らず、社会の一線で活躍されている方を候補として考えております。どちらにしても、指導計画と予算面とのバランスをとりながら、その双方を活用したいというふうに考えております。

城所委員 わかりました。

委員長 いかがでしょうか、他には。
稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 生涯学習課の件ですけれども、ふれあいの森の中に記念碑をとということで、これは場所的にふれあいの森の中にとということはどういう経緯で決められたことなんでしょうか。

委員長 生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 ただ今のご質問ですが、富永重芳氏のご厚意により提供されたキャンプ場が適地ではないかということで考えまして、あとその記念碑を設置するためにそういった具体的に考えられる場所がありますことから、その辺のご厚意によって育かれたという部分の関係と、それから、ふれあいの森の所有権を2分の1有する、あるいは市民の方に共同所有者となったようなことを恒久的に掲示する明確な場所として、ふれあいの森が適地であるということでございます。

具体的な場所といたしましては、ふれあいの森を登り切ったキャンプ場の頂点の、さらにキャンプ場に降りる口のところに施設内の掲示板がございますが、その横手のところが第1候補でございます。それから、キャンプファイヤーをやるサークル付近のところが、キャンプをするときには皆さんがそこで式典をやるということで、より多くの方に見ていただくにはそこも第2候補としていいんじゃないかということで、どちらも可能な場所という選定をいたしております。

委員長 同じような質問なんですけれど、富永さんからは色々な意味でキャンプ場を整備していただいて、現在のような状況になって、本当に子どもたち、または稲城市民としても非常に恩恵にあずかっているところなのですが、キャンプ場だけではなくて、一般に広く色々な分野にわたって、この方のご奉仕いただいていると思うのです。そういうような中で、キャンプ場にとということになりますと、キャンプ場を利用する方が中心になって、そのところでその碑を見ていただくような状況になる。もっと一般的に市民全体の方々に、そういうような恩恵のあったものについての感謝の意味でというような状況を考えますと、他には考えられないのでしょうか。

生涯学習課長 今回の補正で考えているのは、やはり主たるものとしましては、キャンプ場の所有権を2分の1いただいているということと、それから、特別緑地保全地域に指定されたことなどもございますことから、一般の市民の方には当然利用していただくんですが、そういったものも含めて、やはりキャンプ場内に設置するのがそういった意味では一番最適ではないかということで、今回、補正の予算を盛り込む際の候補地としては施設内というふうに考えております。

富永氏のもともとの思い入れは、やはりこのふれあいの森のキャンプ場について、ご自身でも非常に将来的にこのままキャンプ場として使ってもらえるのかというようなご心配をなさっていることから、そういった意味では恒久的にここがキャンプ場として、重要な施設として事業を展開し、そこに記念碑が建立されるということで、富永さんのご意思にも沿うことができるようにと考えた形の場所にできたらというふうに考えております。

委員長 将来的にそのところでお気持ちが皆さんに伝わるようにという場所の選び方ということですね。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 私も委員長と同感で、富永氏の稲城市行政にけるご功労というのは非常によくわかる場所なのですが、ふれあいの森の事業としてやることによって、結局、一般予算を使うわけですから。そうすると、ただ記念碑ということだけではなくて、やっぱり青少年の健全育成にかかわる効果というのもある程度期待しての支出でないとなかなか難しいんじゃないか、社会通念上、難しいんじゃないかというふうに思うんですけど、その辺はどうお考えなんですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今おっしゃられたような部分では、稲城ふれあいの森の沿革的な説明も記念碑の中にある程度入れるというようなことで、その部分で青少年の健全育成の

施設なんだというような意味合いをそこに書くということで考えております。また、冨永氏のそういった、今までの長年にわたるご厚意に関しても入れておくということも考えております。

委員 長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第30号議案「平成25年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」を採択いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員 長 挙手全員であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5 第31号議案「平成26年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成26年度使用稲城市小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育部副参事より説明いたします。

委員 長 それでは、教育部副参事、お願いいたします。

教育部副参事 それでは、平成26年度使用小・中学校特別支援学級使用教科書の採択について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、去る5月の教育委員会の定例会で諮問をいただきまして、稲城市特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで十分な協議及び研究をしていただきました。その結果、答申をいただいているものでございます。

答申の内容につきましては、資料を1枚めくっていただきまして、平成26年度稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択図書一覧の案のとおりでございます。結論といたしましては、小・中学校の通常学級において採択している教科用図書と同一のものを採択するという旨の答申をいただいたところでございます。

これにつきましては、ご審議よろしくをお願いいたします。

委員 長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をお願い

いいいたしたいと思います。

では、初めに、教育長、何かありましたらお願いいたします。

教 育 長 小・中学校特別支援学級の使用教科書につきましては、これまでも保護者の意見や学校現場の意見等を参考に、通常学級において採択した教科書と同一のものを採択してきております。今回の答申は、今、統括指導主事から説明がありましたとおり、これまでと同様、通常学級において採択している教科用図書と同一のものを採択するというものでございます。審議後に採択していただければと思います。

委 員 長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、またはご意見等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

城所委員、どうぞ。

城 所 委 員 この特別支援学級の事業におきましては、児童・生徒の障害の状態や特定などに応じて指導や支援が行われる必要があると思われませんが、当該の学年よりも下の学年の学習を行う場合などは、学校ではどのように対応しているのでしょうか。

委 員 長 教育部副参事、お願いします。

教育部副参事 特別支援学級におきましては、当該年度の各学校で編制されます教育課程に基づき授業を行っておりますが、一人一人の障害の程度や状況などに応じ、個別の指導計画を作成し、個々の教育的ニーズに応じた教育を行っております。その際、当該の学年よりも下の学年の学習を行う場合がございます。その際は、学校で保有する教科書や自作のプリント教材を工夫して指導しています。

委 員 長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

稲垣委員。

稲 垣 委 員 これまで、特別支援学級と通常学級の児童や生徒が交流などの学習を行う場合に、通常学級の授業に使う教科書を持参して授業に参加できるということがとても大きなメリットだったと思うんですけども、そういうことに関しまして、学校の先生のほうからは何か意見は出ておりますでしょうか。

委 員 長 教育部副参事、お願いします。

教育部副参事 現在の学習指導要領等では、特別支援教育が目指す「ともに生きる共生社会」を目指し、行事などの交流や教科の共同学習を進めていくこととなっております。その中で、共同学習の場面で特別支援学級の児童が当該学年の教科用図書を持っていることにより、円滑で効果的な学習活動への参加が可能になるとの声が学校からも聞かれております。

委員長 他にはいかがでしょうか。
伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 情緒障害学級では、知的に遅れの無い、そして、遅れの本当に少ない生徒さんの授業が行われているので、進路や進学というのを考えますと、通常学級と同じ教科書を使って学習することが望ましいのではないかと思うんですけれども、保護者の方の声などは把握されているのでしょうか。

委員長 教育部副参事、お願いします。

教育部副参事 ご指摘どおり、情緒障害学級では、知的に遅れの無い、もしくは遅れの少ない生徒が学んでおります。卒業後も、高等学校や専門学校など、様々な進路がございます。したがって、学年の教科の学習内容について、一人一人の能力や状況に応じて確実に習得させていくことが大切です。保護者からも、進学等に向け、当該学年の基礎的な知識を確実に習得してほしいという内容のご要望がございます。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょうか。
城所委員。

城所委員 知的障害学級の関係なんですけど、知的障害の学級と言いましても、様々な児童や生徒が学んでいる現状の中で、通常学級の教科用図書の使用が適当でないときには、校長先生はどのように対応して、学校ではどのような授業を行うことができるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

委員長 教育部副参事、お願いします。

教育部副参事 知的障害児を対象とする特別支援学級と申しましても、障害の程度や状態は一人一人違います。学校では、個別指導計画に基づき、主たる教材としての教科用図書を補完する形で、学校で購入した教材や教員自作のプリント等を使い、児童・生徒の実態に応じた効果的な指導を工夫しております。

委員長 ありがとうございます。

では、私のほうからも発言させてください。これまでの皆様方のご意見やご質問、それから、そういうふうな中での議論からすると、稲城市では特別支援学級において、これまでも通常学級で採択している教科用図書と同じ教科用図書を採択しているが、今後も一層、様々な場面での交流や学習の系統性などを考えて、十分に配慮しながら、通常学級と同じ教科用図書を採択していけば良いのではないかなというふうに考えております。皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、ご質問等がありませんので、他にないようですので、ここで質疑、意見を終結いたします。

それでは、日程第5、第31号議案「平成26年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。小学校及び中学校、個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

初めに、小学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般教科書、若しくは両者を併用するかどうかについて挙手を願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましても、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましても、学年相当の検定教科書とすることになりました。

続きまして、中学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましても、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手

願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙手全員)

委員長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とすることになりました。以上により、日程第5、第31号議案「平成26年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決といたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時17分閉会)